平成２９年度　第２回
熊谷市地域公共交通会議　次第

平成３０年２月８日（木）
午前１０時００分～
熊谷市役所６階　６０３会議室

１　開　会

２　会長あいさつ

３　議　題

（１）ゆうゆうバスのルート・時刻の見直しについて
（２）ゆうゆうバス事業者の選定について
（３）ゆうゆうバスのバス停要望について
（４）ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関する要綱の制定について
（５）ゆうゆうパス７０の見直しについて
（６）ほたる号の事業評価について

４　その他

５　閉　会

熊谷市地域公共交通会議　名簿

平成30年2月現在

	役　職	所　属		氏　名	選出基準	備考
1	会　長	熊谷市	副市長	嶋野　正史	副市長	
2	副会長	熊谷商工会議所	副会頭	大久保　和政	住民の代表	
3	委　員	朝日自動車株式会社	常務取締役	髙橋　直樹	一般乗合旅客自動車運送事業者	代理　運輸課長 田沼　健一
4	委　員	国際十王交通株式会社	部長	小熊　和久	一般乗合旅客自動車運送事業者	随行　営業部課次長　小室　聡
5	委　員	株式会社協同バス	代表取締役社長	鈴木　貴大	一般乗合旅客自動車運送事業者	
6	委　員	北斗交通株式会社	代表取締役	山崎　博	一般乗合旅客自動車運送事業者	代理　取締役 山崎　恭江
7	委　員	熊谷地区構内営業タクシー協議会	副会長	柿沼　伸幸	一般乗用自動車運送事業者が組織する団体	
8	委　員	一般社団法人　埼玉県バス協会	専務理事	鶴岡　洋	一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体	代理　課長 金川　新吾
9	委　員	一般社団法人　埼玉県乗用自動車協会	専務理事	高原　昭	一般乗用自動車運送事業者が組織する団体	
10	委　員	連合埼玉　熊谷・深谷・寄居地域協議会	事務局長	新井　晃一	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	代理 根岸　剛
11	監　事	熊谷地域	代表	松田　眞市	住民の代表	
12	委　員	大里地域	代表	飯島　要	住民の代表 元大里自治会連合会会長	
13	委　員	妻沼地域	代表	小林　芳雄	住民の代表	
14	委　員	江南地域	代表	橋本　弘	住民の代表 江南自治会連合会会長	
15	委　員	くまがや市商工会	理事	鴫原　壽子	住民の代表	
16	監　事	社会福祉法人 熊谷市社会福祉協議会	参事兼熊谷支所長	木村　和行	住民の代表	
17	委　員	くまがや共同参画を進める会	理事	栗原　和江	住民の代表	
18	委　員	関東運輸局埼玉運輸支局	首席運輸企画専門官	飯塚　孝廣	運輸局長運輸支局長又はその指名する者	
19	委　員	関東地方整備局大宮国道事務所	副所長	相沢　興	道路管理者(国道)	
20	委　員	熊谷警察署	交通課長	小林　勝則	熊谷警察署長又はその指名する者	代理　規制係長 田村　泰行
21	委　員	埼玉県企画財政部交通政策課	主幹	能勢　一幸	県企画財政部交通政策課長又はその指名する者	
22	委　員	埼玉県熊谷県土整備事務所	管理担当課長	真下　修二	道路管理者(県道)	
23	委　員	熊谷市建設部管理課	課長	秋山　政美	道路管理者(市道)	代理　副課長 矢野　昌司
24	委　員	早稲田大学環境・エネルギー研究科	助手	楊　イ翔	学識経験者	欠席
25	委　員	公益財団法人　本庄早稲田国際リサーチパーク	専務理事	荒川　正夫	学識経験者	
26	委　員	東日本旅客鉄道株式会社　高崎支社	企画室長	内野　亮	その他の交通会議が必要と認める者	
27	委　員	秩父鉄道株式会社	取締役常務執行役員	赤岩　一男	その他の交通会議が必要と認める者	代理　運輸課長 里見　英雄
28	委　員	熊谷市	総合政策部長	長谷川　泉	その他の交通会議が必要と認める者	
29	委　員	行田市	総合政策部長	樋口　悟史	その他の交通会議が必要と認める者	
30	委　員	吉見町	政策財政課長	藤倉　聡	その他の交通会議が必要と認める者	代理　課長補佐 中村　仁志

※　出席委員　29名

平成２９年度　第２回熊谷市地域公共交通会議　会場レイアウト

日時：平成３０年２月８日（木）午前１０時００分～
場所：熊谷市役所６階　６０３会議室

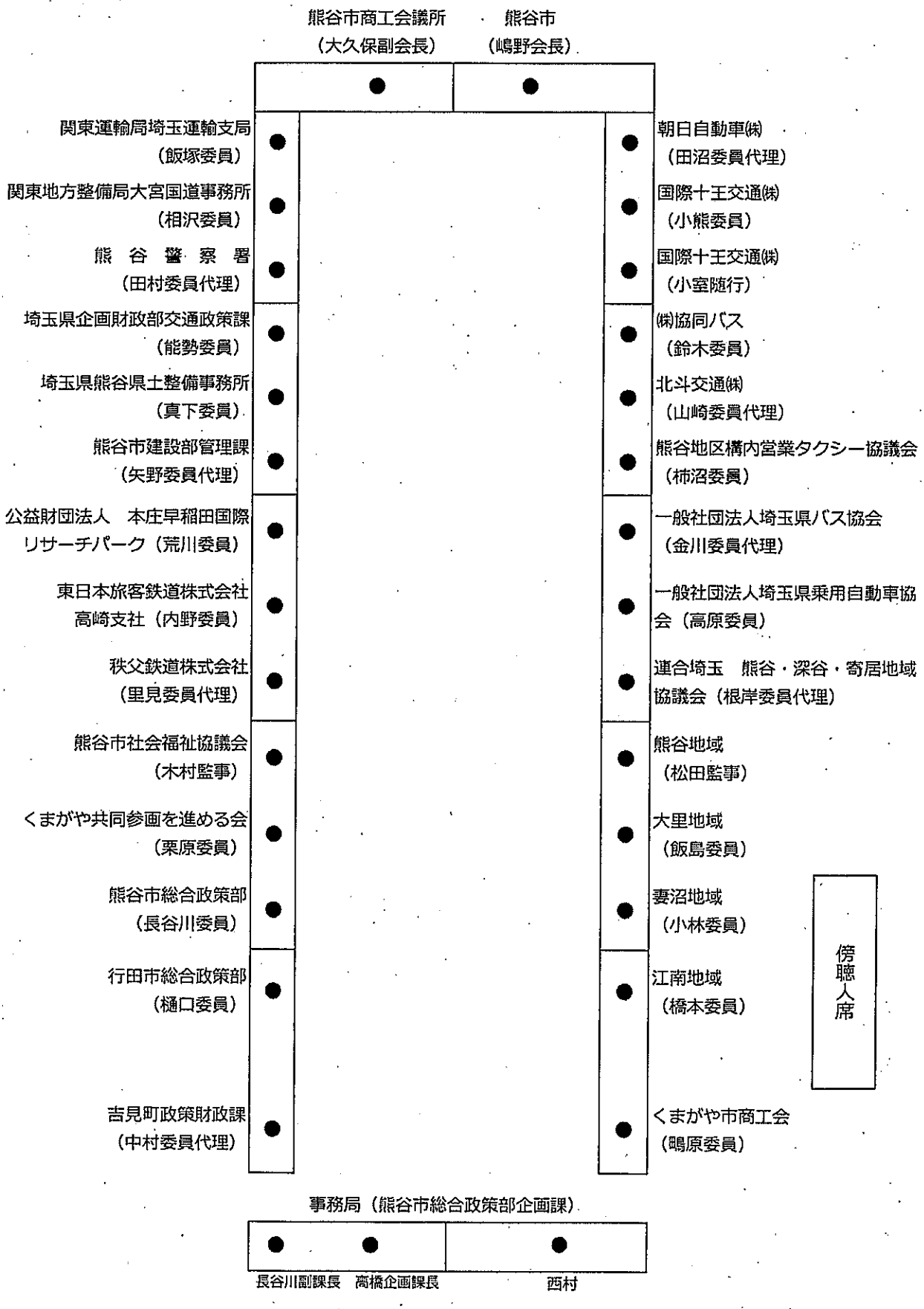

ゆうゆうバスのルート・時刻の見直しについて（案）

（考え方）

ゆうゆうバスのルート・時刻の再編については、平成２８年３月に策定した「熊谷市地域公共交通網形成計画」の中で、「速達性向上や効率化」、「循環型から往復型への転換」等について、記述されているところである。

ついては、こうした考え方に従い、見直し案を策定したものである。

（概要）

1. 将来のデマンド交通の検討も視野に、当面のゆうゆうバス路線の充実を図る目的から、妻沼地域に**ワゴン車を１台導入（グライダーワゴン）**し、妻沼地域循環路線を新設する。
2. **グライダー号**は、速達性を重視した「妻沼行政センター⇔熊谷駅」往復路線とする。
3. 現在のさくら号路線は、籠原駅～熊谷駅と、熊谷駅～上之荘に分割し、それぞれ、**さくら号**と**ムサシトミヨ号**で運行し、便数増を図る。
4. **直実号**は利用者数を考慮し、朝夕はさくら号路線を運行する。
5. **ほたる号**は、現在、朝夕の渋滞により定時運行が難しい状況であることから、時刻の見直しを行う。
6. 煩雑な割引制度を解消するため、経過措置的に行っていた**「乗継券」制度を廃止**する。
7. １～４、６は**平成３０年１０月１日**、５は平成３０年４月１日を目途に、改正を行う。

（詳細）

1．グライダーワゴン（妻沼循環）

① 妻沼東部地域を循環。１日５便。

② 妻沼地域をきめ細かくカバーする。

③ 路線バスとの結節を重視、路線バスの利用促進。

2．グライダーワゴン（妻沼行政センター～別府荘～籠原駅北口）

① 妻沼西部地域と籠原駅を往復。１日５往復 10 便。

② 籠原駅北口利用による時間短縮（△5 分）

③ １、２をワゴン車１台で運行。

3．グライダー号（妻沼行政センター～スポーツ文化公園～熊谷駅）

① １日５往復 10 便。妻沼行政センター～スポーツ文化公園～熊谷駅の速達性を重視した往復路線とする。

② グライダーワゴンとの相互補完により、妻沼地域の利便性向上。

4．ムサシトミヨ号（熊谷駅～久下～上之荘）

① さくら号の熊谷駅より東側部分を往復。

１日３往復６便→４．５往復９便。

② 上之荘利用者、外科病院利用者の利便性向上

5．ムサシトミヨ号（籠原駅～久保島～熊谷駅）

① ムサシトミヨ号、グライダー号路線の一部を往復。１日５往復１０便→４往復８便。４、５をバス１台で運行。

② 籠原駅～久保島～熊谷駅は、さくら号の増便で利便性を確保。

6. さくら号（籠原駅～三尻～熊谷駅）

① 現さくら号路線の西側部分を、往復。

・１日４往復８便→８往復１６便（さくら号１２便+直実号４便）。

② バス停２か所を廃止し、ルートの簡略化を図る。

・廃止バス停：拾六間火の見下、籠原病院入口。拾六間北は移設。

・熊谷文化創造館の利便性向上。

7. 直実号（市内循環）11 便→7 便

① 利用者が少ない

年間 13,749 人　⇔　他のゆうゆうバス平均 33,383 人

→　他のゆうゆうバスの４１%の利用しかない。

② 地域公共交通網形成計画の中でも、「抜本的な見直しを検討する。」となっている。

③ 特に、1 便、10 便、11 便の利用が少ない。

1 便	7 時台	2.3 人/日	
10 便	16 時台	1.9 人/日	
11 便	17 時台	1.4 人/日	他便の平均　3.8 人

朝夕の利用が少ない

→　朝夕の繁忙期をさくら号路線に回す。すべて時計回りにする。

8. ほたる号

定時運行が難しい状況であることから、平成３０年４月１日から、時刻の見直しを行う。

① ２便、３便の時刻を変更

② ６便の籠原駅～江南行政センター間を減便

9. ひまわり号：現行通り

10.乗継券の廃止

① 煩雑な割引制度を解消するため、経過措置的に行っていた「乗継券」制度を廃止する。

② 「乗継券」制度：平成２７年１月１０日から、さくら号路線のうち直実号とルートが重複している部分を一部廃止した。このことに伴い、さくら号から直実号に乗り継いで目的地に行く乗客については、運賃が１００円から２００円に増額することが考えられるため、無料で『乗継券』を発行して今までと同額の運賃で乗車できるようにしていた。

③ 今後、段階的にルート、時刻の見直しを予定し、
ルートの細分化による増便→利便性の向上
の方向で考えており、より一層の煩雑化、乗務員の負担増加を考えると廃止せざるを得ない。

平成２９年度　第１回　熊谷市地域公共交通会議
小委員会　会議録

日　時：平成２９年１０月２５日（水）午前10時～
場　所：熊谷市役所　３０３会議室

1　**出席者**　別紙のとおり
2　**開　会**　長谷川副課長
3　**あいさつ**　大久保委員長
4　**議　題**　議長：大久保委員長

（１）ゆうゆうバスの見直しについて

基本的な考え方は、高橋課長、詳細は西村から説明。

協同バス　鈴木委員：１便の所要時間は１時間程度、わかりやすいルート設定が良いと考えている。ワゴン車も、他市での導入事例が増えている。自社のものは１２人乗り、車いす乗車時は6+1の７人乗りとなる。

国際十王交通　小室委員代理：ほたる号については、遅延とそれに伴う休憩時間の確保を目的に、時刻の見直しを行いたい。

栗原委員：ワゴン車は、ステップの出るものが良い。
ラッピングバス、車内広告等について検討していただきたい。

大久保委員長：過去の議論の蓄積もある、事務局で検討していただきたい。

朝日バス　田沼委員代理：自社の路線バスについては、１０月１日から時刻改正を行い、妻沼路線は減便としているところ。今回の見直しでも、路線設定については競合に配慮しているように見受けられるが、料金については、１００円のままである。自社の路線バスは妻沼～熊谷間で４３０円となっており、こちらとの均衡に配慮していただきたい。

タクシー協議会　柿沼委員：高齢の免許返納者向けのタクシーチケット補助等について、検討していただきたい。

事務局：公共交通とは別部門のなかで、検討してまいりたい。

関東運輸局埼玉支局　飯塚委員：路線の見直しにあたっては、利用者、住民への周知、道路管理者、バス事業者との調整等に万全を期していただきたい。

利用者増のためのＰＲについて、栗原委員、松田委員、鳴原委員から、意見あり。

※小委員会としては、事務局案を承認し、次回公共交通会議（１月予定）に諮ることとなった。

5　**その他**　特になし。
6　**閉　会**　長谷川副課長

熊谷市ゆうゆうバス運行事業者選定実施要領

1　目的

(株)協同バスとの5年間の協定が平成30年度末までとなっていること、新たにワゴン車の運行事業者の選定が必要になることに伴い、公募型プロポーザル競争の実施に必要な事項を定める。

2　プロポーザルを実施する運行業務の概要

(1) 運行路線

A　籠原駅～熊谷駅路線

B　籠原駅～熊谷駅～上之荘路線

C　妻沼行政センター～スポーツ文化公園～熊谷駅路線

D　籠原駅～妻沼行政センター、妻沼地域循環

(2) 運行期間

A～C　平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日まで

D　　平成３０年１０月１日から平成３５年９月３０日まで

(3) 車両

A～C　現運行事業者から引き継ぎ

（バス車両３台、平成２６年４月から運行）

D　　運行事業者が新規で用意する（ワゴン車両１台）

3　選定委員会委員について

熊谷市ゆうゆうバス運行事業者選定委員会設置要綱第３条の規程により、表１のとおりとする。

（表１）

委員長	熊谷市総合政策部長
副委員長	熊谷市地域公共交通会議委員①
委　員	熊谷市地域公共交通会議委員②
委　員	熊谷市地域公共交通会議委員③
委　員	熊谷市地域公共交通会議委員④
委　員	総合政策部企画課長
委　員	環境部環境政策課長
委　員	産業振興部商工業振興課長
委　員	都市整備部都市計画課長

※参考：過去の選定状況

	①	②	③	④
平成２７年	大久保　和政氏 （熊谷商工会議所）	田所　和夫　氏 （大里代表）	嶋原　壽子　氏 （くまがや市商工会）	－
平成２５年	木島　一也　氏 （熊谷商工会議所）	松田　眞市　氏 （熊谷代表）	小澤　萬平　氏 （大里代表）	小林　芳雄　氏 （妻沼代表）

ゆうゆうバスのバス停要望について

1. 愛染堂前

① 経緯：平成２９年1月２３日付、下川上自治会長から要望書あり。

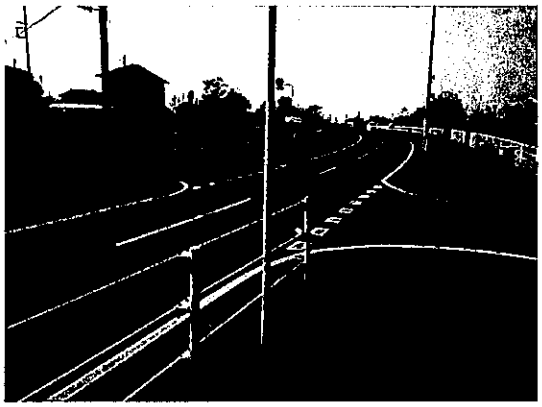

東→西方向



西→東方向

③ 目的：保存修理を行った愛染堂の啓発。高齢者の移動手段の確保。

2. 長塚集会所前

① 経緯：平成２９年１１月２９日付、上之東部自治会長から要望書あり。



バスルートとなる道路



転回場となる小澤整形外科医院

③ 目的：高齢者の移動手段の確保。特に熊谷駅方面への移動。

3. 江南荘

① 経緯：平成２９年１１月１０日、大塚長寿会長から電話による要望あり。

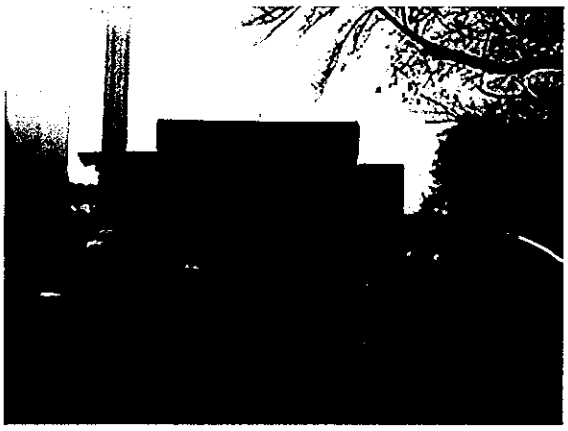

江南荘



駐車場



黄色破線の道

③ 目的：江南荘利用者の利便性向上。

熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関し、必要な事項を定めるものとする。

（新設の申請）

第２条　熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設を要望する者は、熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設要望書（様式第１号）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

第３条　要望者は、原則としてバス停地域を含む自治会長とする。また、必要に応じて近隣自治会長との連名とすること及び熊谷市議会議員の紹介を受けることとする。

（審査）

第４条　市長は、前項の要望があった場合、次回の熊谷市地域公共交通会議で審査を行い、熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設承認通知書（様式第２号）又は熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設不承認通知書（様式第３号）により、代表者に通知するものとする。

（承認の基準）

第５条　熊谷市地域公共交通会議で審査を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項を基準にすることとする。

(1)　交通不便地域の解消に資するものであること。

(2)　既存の路線バスと競合しないこと。

(3)　バス停１箇所につき１日０．５人以上の利用が見込めること。

(4)　バスルートの大幅な延長、所要時間の増加、運行経費の増大につながらないこと。

(5)　バス停設置箇所は、通行、停車が可能でありかつ安全に乗降できる場所で、次に掲げる事項を満たしていること。

ア　原則、既存のバス停から３００メートル以上離れていること。

イ　道幅が4.メートル以上あり、通行に支障がないこと。

ウ　交差点、横断歩道から５メートル以上離れていること。

エ　急勾配、急カーブでないこと。

オ　通り抜けができること、もしくは方向転換できる場所があること。

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（バス停の設置）

第６条　市長は、バス停の新設を承認した場合には、次回のバスルート、時刻の見直しの際にこれを設置するものとする。

（バス停の見直し）

第７条　市長は、新設したバス停の乗車数を調査し、１年以上の期間において、乗車数の平均が１日０．５人未満の場合は、次回の熊谷市地域公共交通会議で、存廃について審議を行うものとする。廃止を決定した場合には、熊谷市ゆうゆうバス・バス停廃止通知書（様式第４号）により、代表者に通知するものとする。なお、本要綱施行前に設置されたバス停については、この限りではない。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設要望書

年　　月　　日

熊谷市長　　宛

○○○自治会会長　○○　○○　㊞
○○○自治会会長　○○　○○　㊞

紹介議員　　○○　○○　㊞

下記のとおり、熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設を要望します。

記

1　要望箇所・バス停名称案
2　要望箇所周辺の状況
3　要望理由
4　利用目的（３つ以上）
5　利用促進に向けた方策
6　１日当たり利用者数の見込み
7　代表者の連絡先
　住所
　電話番号
　氏名（ふりがな）
8　添付書類
　要望箇所のわかる地図
　要望者名簿（２０名以上）

要望者名簿　（記名押印をすること）

住　所	氏　名	印

様式第２号（第４条関係）

熊公交収第　　号
年　　月　　日

熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設承認通知書

様

熊谷市長　　印

平成　　年　　月　　日付けで申請のありました熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設については、熊谷市地域公共交通会議で審議した結果、下記のとおり承認しますので通知します。

記

（１）〇〇地内に「〇〇」バス停を設置すること。
（２）設置予定日
（３）設置後１年間の乗車数の平均が１日０．５人未満の場合は、廃止を検討します。
（４）利用促進に向けた方策〇〇について、実施をお願いします。

様式第３号（第４条関係）

熊公交収第　　号
年　月　日

熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設不承認通知書

様

熊谷市長　　印

平成　年　月　日付けで申請のありました熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設については、熊谷市地域公共交通会議で審議した結果、不承認としますので通知します。

なお、不承認の理由は下記のとおりです。

記

1　不承認の理由

様式第４号（第７条関係）

熊公交発第　　号
年　　月　　日

熊谷市ゆうゆうバス・バス停廃止通知書

様

熊谷市長　　印

平成　　年　　月　　日付けで申請のありましたバス停については、熊谷市地域公共交通会議で審議した結果、廃止としますので通知します。

記

1　廃止予定日

2　理由

乗車数の平均が１日０．５人未満であったため。

① 調査期間

② 乗車数の平均

ゆうゆうパス７０の見直しについて

1. **改正概要：**市で発行する**「無料乗車証※」**に加え、警察署で発行する**「運転経歴証明書」**によっても、ゆうゆうバスへの無料乗車を可能とする。

   ※愛称「ゆうゆうパス７０」→「ゆうゆうシルバーパス」に改称。

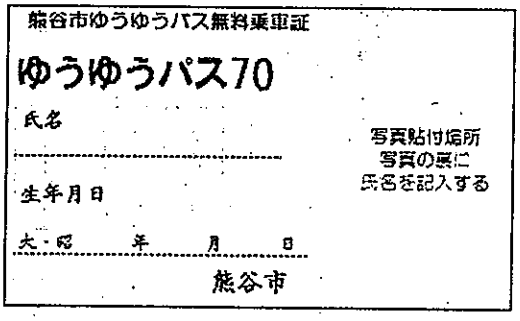

ゆうゆうパス７０

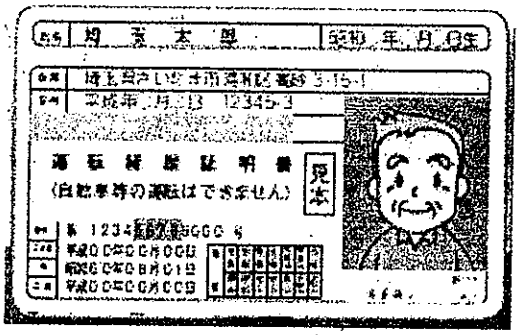

運転経歴証明書

2. **交付対象者：**

   （現状）

   市内に住所を有し次の要件を全て満たす者

   （１）７０歳以上の者

   （２）平成 22 年４月１日以降、運転免許の全部を自主返納した者

   （改正後）

   運転免許の全部を自主返納した者

3. **改正日：**平成 30 年４月１日から（3 月市報に掲載）

4. **改正目的：**

   免許返納者の増加、これに伴う無料乗車証交付申請者及び無料乗車数の増という状況に鑑み、無料乗車の条件拡大、手続きの簡略化により、利用者の増並びに利用者の利便性の向上を図る。

5. 運転経歴証明書について

・警察署で運転免許を返納の上、申請すると取得できる。身分証明書として使用できるだけでなく、シルバー・サポーター制度の協賛事業所で、様々な特典を受けることができる。

・交付手数料：１，０００円

6. 関係数値

① 返納者のうち証明書を申請する人の割合：　９０．１％

② 返納者のうち７０歳以上の割合：　８２．２％

（平成２８年度　熊谷市）

③ 返納者の推移（熊谷市）

平成２６年度　２４４人

平成２７年度　３８２人

平成２８年度　４４５人

④ 無料乗車証申請者数の推移

	件数	累計
Ｈ２２年度	108	108
Ｈ２３年度	131	239
Ｈ２４年度	72	311
Ｈ２５年度	72	383
Ｈ２６年度	101	484
Ｈ２７年度	98	582
Ｈ２８年度	148	730
Ｈ２９年度（１０月末まで）	116	846

別添1

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

平成30年　月　日

協議会名：熊谷市地域公共交通会議

評価対象事業名：地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況		⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
事業者名： 国際十王交通株式会社	運行系統名： 江南地区路線「ほたる号」 【概要】一般乗合旅客自動車運送事業 【運行日】平成23年10月1日運行開始。毎日運行。ただし、1月1日から1月3日まで運休。 【運行時間帯】6:18～20:09 【運行本数】1日6往復 【運行ルート】江南行政センター～熊谷駅南口～江南行政センター～籠原駅南口～江南行政センター 【運行車両】ノンステップバス1台※国庫補助金「車両原価償却費等」あり 【運賃】(1)1回の運賃　100円(2)1日乗車券　300円(3)回数券(11枚綴り)1,000円(4)運賃の免除について　未就学児、障害者手帳(3種)所持者及びその介助・付添人1人、運転免許を自主返納した70歳以上の市民	目標については、順調に達成しているが、更なる利用促進を行うため、平成27年3月に策定した「熊谷市地域公共交通網形成計画」に従い、平成30年10月にコミュニティバスの再編を行う予定である。	A	計画どおりに事業が開始され、順調に運行されていた。	A	【利用者数】 《目標》 平成29年度(H28.10.1～H29.9.30)30,000人 1便(往復)当り13.8人 《実績》 平成29.9月末時点 (H28.10.1からH29.9.30まで2,172便運行) 32,764人 1便当り15.1人 《考察》 平成28年9月末時点の1便当りの乗車人数の実績が16.1人であり、今回の実績が15.1人であることから、僅かながら減少している。これは、平成29年4月に行ったルート・時刻の見直しの影響と考えられる。	【既に実施した利用促進策】 ・「江南地区路線」の愛称、イラストを公募し、新規車両の納車に合わせ、ラッピングを施工した。 ・江南地区の地元自治会と一緒に周知を行い、更なる利用者の増加に努めた。 ・H27.1から利用促進策の一環として、回数券を販売した。 【今後の改善点】 ・今後のルート・時刻の見直しの中で、路線の充実を図り、利用者の増加を図る。

平成29年度 熊谷市地域公共交通会議 （埼玉県熊谷市）
（地域内フィーダー系統確保維持事業）

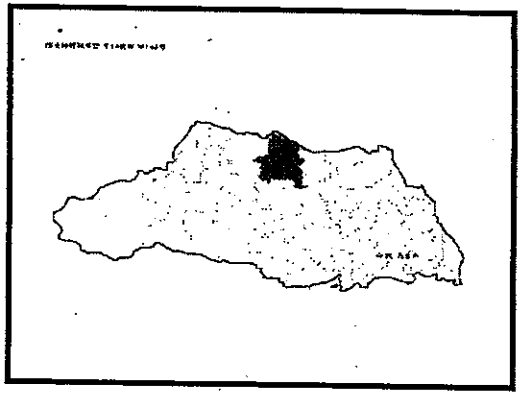

概要

○地域の公共交通の現況

熊谷市は平成17年に大里町と妻沼町、平成19年に江南町と2度の合併により広域な市となる。
市の東西方向をJR高崎線と上越新幹線、秩父鉄道の3路線6駅が通っている。
路線バスやタクシーなどの交通機関が比較的整備されており、コミュニティバスである「ゆうゆうバス」が路線バス網を補完する形で運行されている。
鉄道と路線バスの利用者は近年ほぼ横ばいとなっているが、ゆうゆうバスは平成20年度に一度ピークを迎えたが、平成23年度に2路線増やし、平成28年度までほぼ横ばいで推移している。

○事業の目的・必要性

熊谷市の江南地区では、特に同地区北部エリアにおいて、路線バスの廃止による公共交通不便地域が大きく存在していた。江南自治会連合会など地元から同エリアに公共交通導入について要望があったため、熊谷市地域公共交通会議で検討を行い、同地区への運行計画などを盛り込んだ「熊谷市地域公共交通総合連携計画」を策定した。

○事業の概要

1 運行区間 江南行政センター～熊谷駅南口～江南行政センター～籠原駅南口～江南行政センター
2 運行日 毎日（ただし、1月1日から1月3日まで運休）
3 運行時間帯 6時18分から20時09分まで
4 運行本数 1日6便
5 運行車両 ノンステップバス 1輌
6 運賃
（1）1回の運賃 100円
（2）1日乗車券 300円
（3）回数券（11回分） 1，000円
（4）運賃の免除について
①未就学児
②障害者手帳（3種）所持者及びその介助、付添人1人
③ゆうゆうパス70（無料乗車証）所持者
※70歳以上の方が運転する交通事故の減少を目的に、運転免許証を自主返納した70歳以上の市民に対し、市が交付している

面 積		159.82 Km²
人口 （H29.4.1時点）		199,029 人
	15歳未満	23,536人
	65歳以上	54,818人
高 齢 化 率		27.55 %
世 帯 数		85,079世帯

協議会開催状況・検討内容

○協議会の開催状況 2回開催
・平成28年度第2回（平成29年1月26日）
コミュニティバスのルート変更について
ほたる号の事業評価について
・平成29年度第1回（平成29年6月19日）
平成28年度事業及び決算について
平成29年度事業及び予算について
コミュニティバスの見直しにかかる方向性について 他

定量的な目標・効果

（目標）

・1年間の利用者数を30,000人以上とする

・1便当たり利用者数を13.8人以上とする

（効果）

・公共交通（ゆうゆうバス、民間路線バス）に満足している江南地区住民の割合が向上する。

目標・効果の達成状況

江南地区路線（ほたる号）：　結果（1年間の利用者数　32,764人　1便当たり利用者数　15.1人）

・目標数値については、すべて達成できた。

今後の改善点

・時刻・ルートの見直しを行う中で、より利用しやすい路線の充実を図る。

アピールポイント

・「江南地区路線」の愛称、イラストを公募し、新規車両の納車に合わせ、ラッピングを施行した。

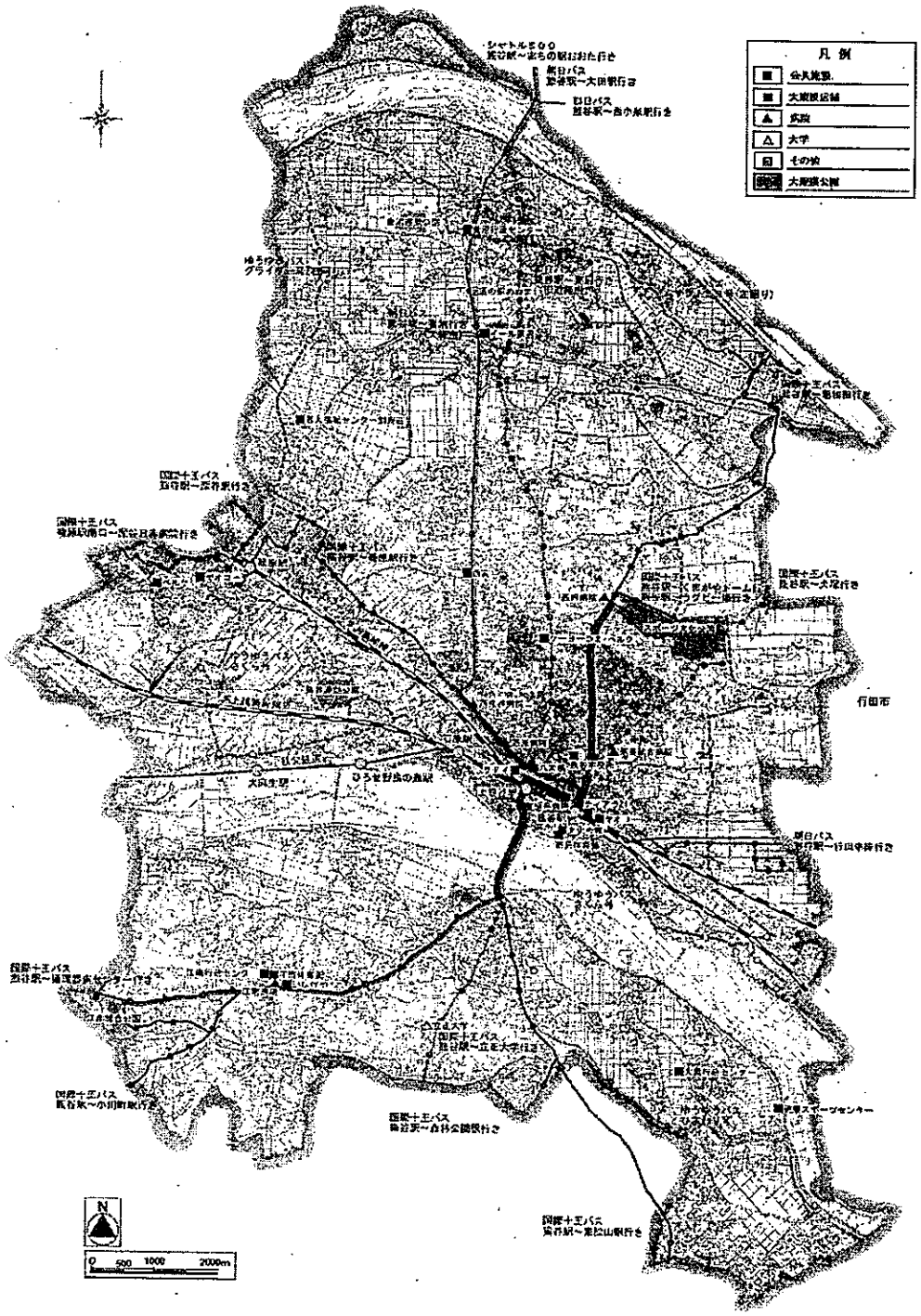
凡例
公共施設
大規模店舗
病院
大学
その他
大規模公園
行田市
0 500 1000 2000m

地域概要（広域）・事業実施区域

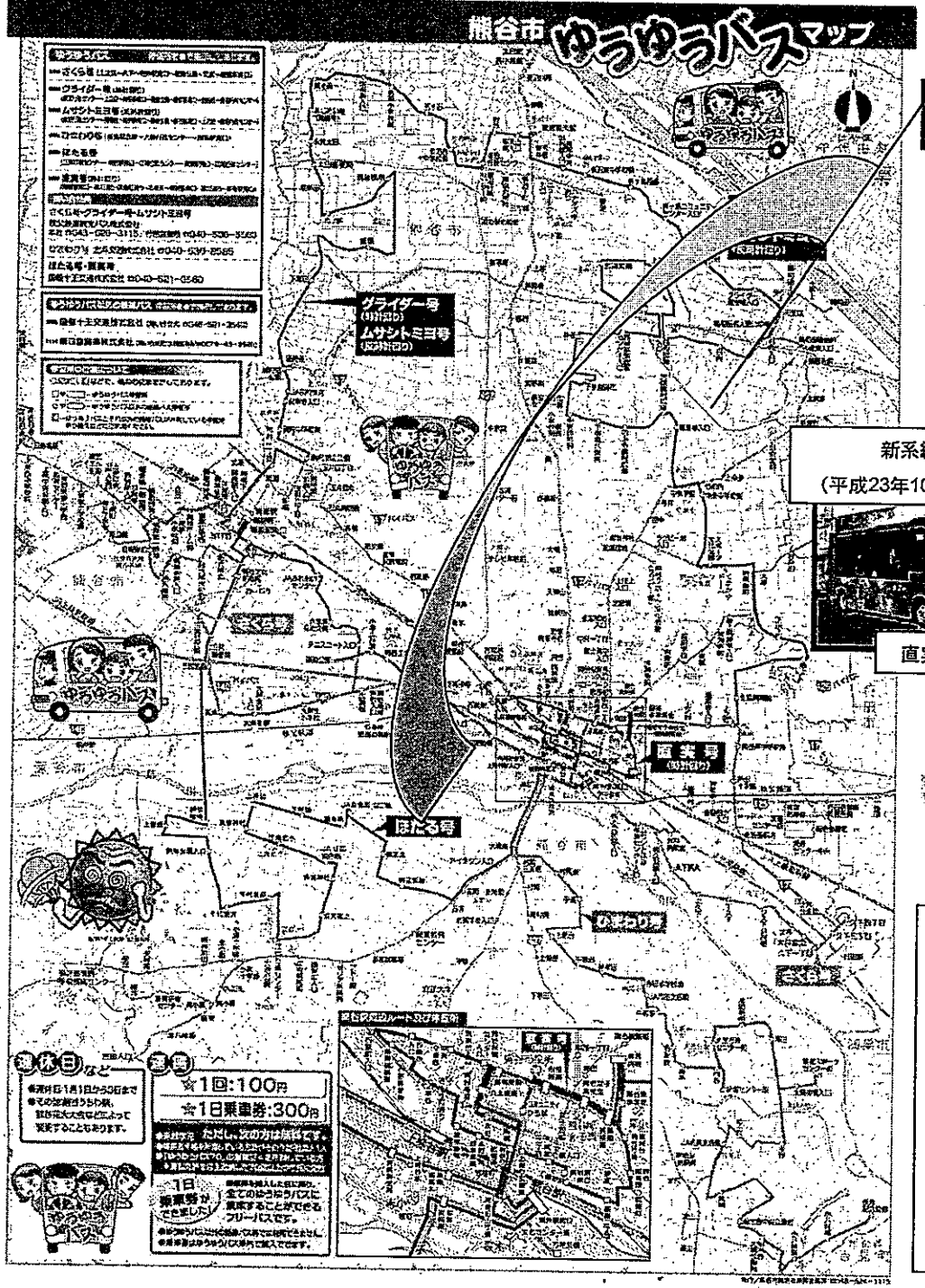

ゆうゆうバス江南地区路線「ほたる号」詳細図

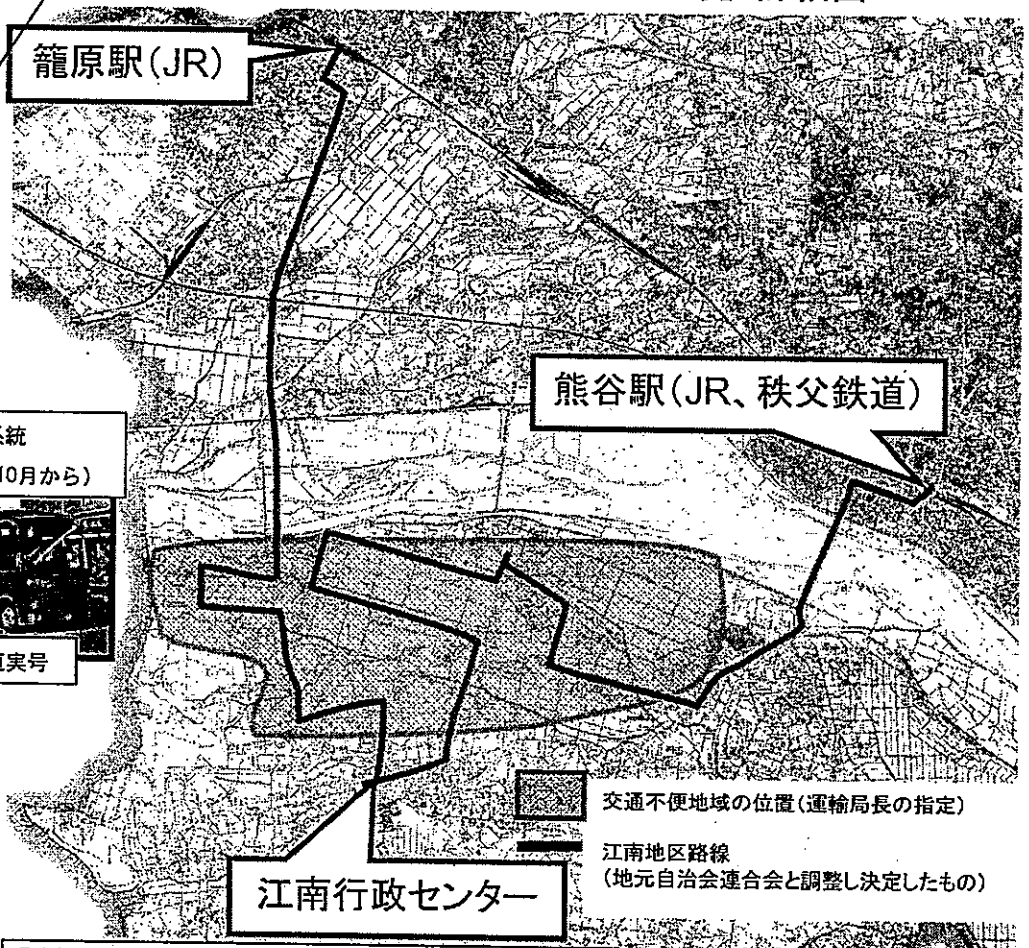

新系統
(平成23年10月から)

直実号

【ゆうゆうバス江南地区路線「ほたる号」】

- 運行コース　：江南行政センター～熊谷駅南口～江南行政センター
  ～籠原駅南口～江南行政センター
- 運行主体　：国際十王交通㈱
- 運行車両　：36人乗りノンステップバス1台
- 運行日　：毎日運行(ただし、1月1日から1月3日まで運休)
- 運行時間帯：6時18分から20時09分まで
- 運行回数　：6便/日
- 運賃体系　：(1)1回の運賃　100円
  (2)1日乗車券　300円
  (3)運賃の免除について
  ①未就学児②障害者手帳(3種)所持者及びその介助、付添人1人③ゆうゆうバス70※(無料乗車証)所持者※70歳以上の方が運転する交通事故の減少を目的に、運転免許を自主返納した70歳以上の市民に対し、市が交付している。

新系統
(平成23年10月から)

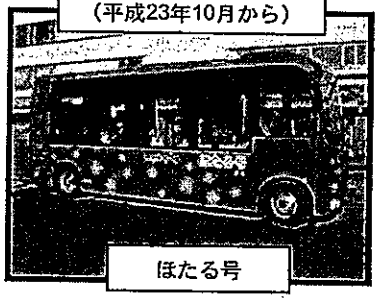

ほたる号